

岡山済生会外来センター病院居宅介護相談室
(居宅介護支援事業所)

重要事項説明書

様

(年 月 日)

1. 岡山済生会外来センター病院居宅介護相談室の概要

事業所名	岡山済生会外来センター病院 居宅介護相談室
所在地	岡山市北区伊福町1丁目17番18号
介護保険指定番号	居宅介護支援 岡山県 3370102935
サービスを提供する地域	原則として伊島・津島・石井・三門・中央小学校（旧弘西・旧南方）区内
職員体制	管理者（1名）、介護支援専門員（常勤4名、管理者と兼務）
営業時間（職員勤務時間）	月～金曜日 8：30～17：15 但し、土・日・祝日、11月創立記念日、年末年始の休業（12月29日～1月3日）を除く

2. 運営の目的と方針

要介護状態にある利用者に対し、可能な限り居宅において自立した生活が営めるよう、適切な居宅介護支援サービスを提供することを目的とします。その運営に際しては、利用者の意思、人権を尊重し、利用者の選択に基づいて居宅介護サービス計画等の作成及び、変更をします。

また、関係市町村や地域包括支援センターおよび地域の保険・医療・福祉サービスと綿密な連携及び連絡調整を行い、実施状況の把握に努めます。

3. 当室が提供するサービスについて

居宅サービス計画の作成

- ・ご自宅を訪問し、あなたやご家族からお話を伺います。
- ・あなたの了解を得て、主治医に意見をお尋ねすることがあります。
- ・介護支援専門員を中心にサービス担当者会議を開いて検討します。
- ・サービス計画の内容、利用料、保険の適用など一切をご説明し、了解を得ます。

情報の提供

- ・要介護認定の更新申請、変更の代行申請
- ・居宅サービス事業者との契約締結に関する必要な援助
- ・関連事業者等との連絡調整

給付管理票の作成・提出

- ・毎月、岡山県国民健康保険団体連合会へ提出し、サービスをチェックします。

- (1) このサービスの提供にあたっては、あなたの要介護状態の軽減もしくは悪化の防止、要介護状態となることの予防になるよう、適切にサービスを提供します。
- (2) サービスの提供は懇切丁寧に行い、分かりやすいように説明をします。もし分からないことがあったら、いつでも担当の介護支援専門員にご遠慮なく質問して下さい。
- (3) 公正中立な支援について

あなたの意思に基づいたサービスを受けていただくため、居宅サービス計画の作成にあたっては、担当の介護支援専門員に対し複数の指定居宅サービス事業者の紹介を求める事ができます。さらに、居宅サービス計画原案に位置づけた指定居宅サービス事業者の選定理由の説明をいつでも求める事ができます。また、前6か月間に当室において作成された居宅サービス事業所または指定地域密着型サービス事業所によって提供されたものが占める割合について説明します。

4. 医療機関に入院する場合のお願い

あなたが病院又は診療所に入院する場合には、あなたの居宅における日常生活上の能力や利用していた指定居宅サービス等の情報を入院先医療機関と共有することで、あなたが退院されるときに、円滑な在宅生活への移行を支援することにもつながります。

入院時に担当の介護支援専門員の氏名及び連絡先を病院又は診療所に伝えるようご協力をお願いします。日頃から介護支援専門員の連絡先等を介護保険被保険者証や健康保険被保険者証、お薬手帳等と合わせて保管することをおすすめします。

5. 利用料

要介護認定を受けられた方は、介護保険から全額給付されるので自己負担はありません。（但し、介護サービス計画を受けることについて、予めお住まいの市町村に届け出していない場合や、介護保険料の滞納により、法定代理受領ができなくなった場合は、1ヶ月につき要介護度に応じて支払いがあります。当室からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日お住まいの介護保険の窓口に提出しますと、払い戻しを受けられます。）

6. サービスの開始と終了について

(1) サービスの利用開始

この書面を交わした後、サービスを開始します。

(2) サービスの終了

①利用者のご都合でサービスを終了する場合

担当の介護支援専門員にお申し出くださればいつでも解約できます。

②当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合があります。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知するとともに、居宅介護支援事業者をご紹介します。

③自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・利用者が介護保険施設等に入所した場合
- ・利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
- ・利用者がお亡くなりになった場合

7. 計画書等の交付

居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類が必要な場合は、いつでも交付しますので、お申出下さい。

8. 虐待防止のための措置について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げる通り必要な措置を講じます。

- ① 虐待防止に関する責任者を選定しています。
虐待防止に関する責任者
岡山済生会外来センター病院居宅介護相談室 黒瀬 典子
- ② 定期的に開催する虐待防止委員会において虐待の防止のための対策を検討し、その結果について事業所職員に周知徹底しています。
- ③ 虐待防止に関する指針を整備しています。
- ④ 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- ⑤ 成年後見制度の利用を支援します。

9. 個人情報の保護

利用者またはその家族の下記の個人情報を介護サービス提供の目的に使用し、その取り扱いには細心の注意を払います。同意し難い事項がありましたらその旨お申し出下さい。

- ① ケアプラン（第1表～第8表）
- ② アセスメント・モニタリング・提供したサービス内容等の記録類
- ③ 苦情内容の記録
- ④ 介護給付費関係書類
- ⑤ 介護保険証書類の写し
- ⑥ その他個人情報に該当するもの

10. 守秘義務

事業者、介護支援専門員は居宅介護支援を提供する上で知り得た利用者、その家族に関する事項を正当な理由がなく第三者に洩らしません。この守秘義務は利用者のサービス終了後も継続します。職員の退職後も同様とします。

11. 事故発生時の対応、および損害賠償

- (1) 利用者に対する居宅介護支援サービスの提供にあたって事故が発生した場合は、速やかに利用者のご家族、岡山市、サービス事業者等、関係者に連絡を取り、迅速な事故処理を致します。
- (2) 事故が発生した場合は、事業者は速やかに利用者の損害の賠償を行います。但し、事業者には故意過失がない場合にはこの限りではありません。
- (3) 事故の状況及び処置について記録を行い、事故再発防止を徹底します。

12. 業務継続計画

業務継続計画（BCP）の策定等に当たって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定し、その計画に従って必要な研修及び、訓練を実施します。

13. 衛生管理

感染症の予防および、まん延防止に努め、感染防止に関する会議等においてその対策を協議し、対応指針等を作成し、掲示しています。また、研修会や訓練を実施し、感染症対策の資質向上に努めます。

14. 相談、要望、苦情等の窓口

居宅介護支援に関する相談、要望などは担当介護支援専門員か下記窓口までお申し出下さい。苦情の申し出があった場合には内容を詳細に把握し上で苦情相談書を作成して、各関係者と解決に向けての話し合いを行います。

担当者 岡山済生会外来センター病院居宅介護相談室 平田 教代
電話 (086) 252-2211 (代)
相談時間 月～金曜日 8:30～17:15

当事業所以外に岡山市、岡山県国民健康保険団体連合会の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

岡山市介護保険課	電話 (086) 803-1240
岡山市保健福祉局事業者指導課	電話 (086) 212-1012
岡山県国民健康保険団体連合会	電話 (086) 223-8811

指定居宅介護支援サービスの提供の開始に際し、本書面にに基づき重要事項の説明を行いました。

居宅介護支援事業者 岡山済生会外来センター病院居宅介護相談室
(岡山県 3370102935)

岡山県岡山市北区伊福町1丁目17番18号

管理者 平田 教代 印

説明者

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、了承しました。

年 月 日

利用者氏名 _____

署名代行者 住所 _____

氏名 _____

続柄 ()